

## 札幌市ヤングケアラー相談サポート事業運営業務 質問・回答

No.	質問	回答
1	仕様書1ページ目4(1)相談支援業務運営場所について 相談室は常時開放が条件となるのか。	相談受付時間は常時開放し、相談員を配置することが必要です。
2	仕様書1ページ目4(1)工相談受付時間について 週5日以上、1日8時間以上開所、開所日には土・日曜日いずれかを含むとなっているが、これは毎週土日のどちらかは開所しなければならないということか。	お見込みの通り、毎週土曜日または日曜日(年末年始、祝日等を除く)の開所が必要です。
3	仕様書2ページ目4(2)交流サロンについて 交流会に参加される対象者のおおよその人数を知りたい。	令和7年度の定期開催型サロン参加者は各回3~7人程度です。なお、仕様書3頁4(2)力にあるとおり、1回あたりの参加人数は10人程度とし、参加者が多数となる場合は開催回数を増やすなどの配慮をお願いします。
4	交流サロンにかかる飲食物や遊び道具について 事業費として計上することは可能か。	参加者の飲食物や遊び道具について、運営費として計上していただいて差し支えありません。なお、原則参加者から参加費を徴収することは認めていません。
5	年間の相談件数の総数と年代の内訳を知りたい。	令和6年度の相談延べ件数は1,396件です。内訳は、本人(中学生)212件、本人(高校生)593件、本人(中高生以外)501件、その他(支援者・親族等)90件です。